

「生活者としての外国人」に関する総合的対応策の実施状況について(平成19年9月7日)

「総合的対応策」における「対策」	実施状況
1. 外国人が暮らしやすい地域社会づくり	
(1) 日本語教育の充実	
<ul style="list-style-type: none"> 地域の日本語教育の充実を図るため、平成18年度より人材育成、日本語教室の設置運営、教材作成、連携推進活動に関するボランティア団体等による先進的・モデル的な取組を推進している。この成果を、好事例として普及し、また、施策への反映等を図る。 日系人を活用した日本語教室の設置、退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者の養成、外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発等を推進する。(外国人の生活環境適応加速プログラム) 	<ul style="list-style-type: none"> 本年度中に成果をホームページ等で公開し、普及を図る予定。 平成20年度概算要求においても、引き続き、地域の日本語教育の充実を図るため「地域日本語教育支援事業」を要求している。【平成20年度概算要求額 37,322千円】(平成19年度予算額 35,704千円)【文部科学省】 平成20年度概算要求においても、引き続き、日系人を活用した日本語教室の設置、退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者の養成、外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発等を行う『生活者としての外国人』のための日本語教育事業(外国人の生活環境適応加速プログラム)を要求している。【平成20年度概算要求額 167,578千円】(平成19年度予算額 132,487千円)【文部科学省】
(2) 行政・生活情報の多言語化	
<ul style="list-style-type: none"> 各種行政サービスの提供にあたり、地域の外国人の実態を踏まえ、外国語による情報の提供、通訳・翻訳サービスの充実(特に医療、教育分野)、やさしい日本語の普及等に努める。また、平成18年度中に行政・生活情報の多言語化に関する先進的事例をとりまとめたとともに、その普及を図る。 公共交通事業者等による外国人に対する案内標識等による外国語等での情報提供の拡充に向けた取組について促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に、「多文化共生の推進に関する研究会」において外国人へのコミュニケーション支援について検討したところであるが、平成18年度においても引き続き同研究会を開催し、さらにその下に、「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」についての分科会を開催して検討を行い、平成19年3月に先進的な取組事例などを取りまとめた報告書を作成、公表した。【総務省】 国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。 日本で就労を希望する外国人を対象としたパンフレット(5か国語版)を作成し、労働関係法令や労働・社会保険制度の概要等の情報提供に努めているところ。【厚生労働省】 平成18年4月1日に施行された「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」第19条等に基づき公共交通事業者等による外国語等での案内情報提供の拡充に向けた取り組みを促進していく。 外国人観光客などにもわかりやすいものとなるよう、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令においてローマ字併記を基本とすることとしており、観光地等を案内する標識についても、ローマ字併記を積極的に推進していく。 また、中国語やハングル語などその他の外国語についても、歩行者用の地図を用いた案内標識において多言語での案内を進めたり、絵文字(ピクトグラム)の活用を図るなどして、わかりやすい標識の整備を積極的に推進していく。【国土交通省】
(3) 地域における多文化共生の取組の促進	
<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各地方ブロックごとに地域国際化連絡会議を開催して周知する等必要な施策の普及啓発を図る。 生活者としての外国人に対するサービス提供に当たっては、国のみならず、地方自治体やNPO等が果たす役割も重要である。国としては、外国人が、これら地方自治体等でも、国の施策に関する情報が得られるよう、資料・情報の提供を積極的に行う等連携・協力に努める。 外国人が急増し、過度な財政負担が生じている市町村に対して、地方交付税の算定において適切な措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月から6月にかけて、地域国際化会議を北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州、政令市の7つに分けて開催し、施策の普及を図った。【総務省】 平成17年度に、「多文化共生の推進に関する研究会」において国と地方自治体・NPO等との連携・協力について検討したところであるが、平成18年度においても引き続き同研究会を開催して、「防災ネットワークのあり方」といった個別の分野における連携・協力について検討し、平成19年3月に報告書を作成、公表した。【総務省】 在住外国人対策に要する経費に対し、地方交付税措置を講じている。【総務省】

(4)防災ネットワークの構築	
<ul style="list-style-type: none"> 総務省において「多文化共生に関する研究会・防災ネットワークのあり方分科会」を開催し、平成18年度中に地域における先進事例等を取りまとめ、その普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、さらにその下に、「防災ネットワークのあり方」について分科会を開催して検討を行い、平成19年3月に先進的な取組事例などを取りまとめた報告書を作成、公表した。【総務省】
(5)防犯対策の充実	
<ul style="list-style-type: none"> 防犯教室、交通安全教室及び非行防止教室を開催する等、関係機関と連携しつつ、防犯対策の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通ルールに関する知識の普及を目的として交通安全教育を推進するとともに、外国人向けの教材の充実を図り、効果的な交通安全教育を推進した。 防犯教室、非行防止教室を開催する等、関係機関と連携しつつ、防犯対策等の充実を図った。【警察庁】
(6)住宅への入居支援	
<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅及び都市再生機構賃貸住宅に関して、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、取組を引き続き推進する。 外国人等の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録システムの整備や、地方公共団体、支援団体等と連携して居住支援を行い賃貸人・賃借人の双方の不安を解消する「あんしん賃貸支援事業」について、実施地区を拡大する。 民間賃貸住宅に関しては、家主や不動産業者が外国人を円滑に受け入れられるために必要な基礎知識や対応方法などを示した「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び標準的な賃貸借契約書の書式の外国語翻訳版の普及促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅に関しては、在留資格を持つ外国人について、地域の実情を勘案の上、可能な限り日本人と同様の入居を認めるよう、地方自治体に対して要請している。また、都市再生機構賃貸住宅に関しては、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様に入居を認めている。【国土交通省】 平成20年度概算要求において、外国人等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅等の登録、当該物件の情報提供、居住支援等を行うあんしん賃貸支援事業について普及促進を図る。【平成20年度概算要求額 250,000千円】(平成19年度予算額 150,000千円)【国土交通省】 民間賃貸住宅への外国人入居の円滑化を図るため、賃貸人、仲介業者・管理会社向けマニュアルを賃貸住宅関係団体において作成し、周知を図っているところ(平成17年3月)。引き続き、関係団体を通じて民間賃貸住宅の貸主等に対する周知活動等を行っていく。【国土交通省】
(7)母国政府との連携、諸外国の情報の収集、普及	
<ul style="list-style-type: none"> 関係国との間で諸問題につき意見交換を実施する。具体的には、ブラジルとの間では、平成17年5月26日の日伯首脳会談後に公表された「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」に基づき、教育に関する協議、社会保障に関する作業部会を推進する。また、これら協議の効果的な実施のため、地方自治体のニーズ・課題について意見交換を行う等、地方との連携を強化する。 外国人の受入れで豊富な経験を有する主要国(ドイツ、フランス等)における移民の社会統合政策について、外国人問題の専門家(研究機関)による調査を実施し、諸外国の情報の収集に努める。 外国人問題に関するシンポジウムを開催し、外国人問題にどう対処すべきかについて、欧州諸国の政府関係者等と意見交換するとともに、その成果を外国人集住都市等にフィードバックする。 	<ul style="list-style-type: none"> 本年2月及び3月にそれぞれ豊橋市、美濃加茂市及び四日市市関係者と、在日ブラジル人に関する地方自治体のニーズ・課題について意見交換。引き続き、地方との連携を強化する。【平成20年度概算要求額4,728千円】(平成19年度予算額2,074千円)【外務省】 外務大臣の諮問機関である海外交流審議会外国人問題作業部会での議論に資するべく、同部会委員により、イタリア及び韓国における外国人の社会統合政策についての調査を7月に実施。本年9月末乃至10月に予定されている海外交流審議会総会への報告を行う。また、同調査結果を政府内における議論にも反映させる。(平成19年度予算額2,279千円)【外務省】 「外国人問題に関する国際シンポジウム(仮題)」(第4回)を、地方自治体との連携を念頭に静岡県において開催し、外国人問題についての情報提供、啓発活動を行うとともに、その成果を外国人集住都市等に紹介する。【平成20年度概算要求額6,625千円】(平成19年度予算額4,422千円)【外務省】

2. 外国人の子どもの教育の充実	
(1) 公立学校等における外国人児童生徒の教育の充実	
<ul style="list-style-type: none"> 日本語を母語としない外国人児童生徒が日本語で学習に参加する力を育成するため「JSL(Japanese as a second language 第二言語としての日本語)カリキュラム」の開発を進めている。すでに小学校編を作成しているが、平成18年度中に中学校編を完成させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月にJSLカリキュラム(中学校編)を完成させた。【文部科学省】
<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導経験が少ない教員がJSLカリキュラムによる授業を行うのは難しいため、効果的な指導ができるよう、好事例の収集・提供、ワークショップの開催等により教員の指導力の向上を図り、JSLカリキュラムの活用を促進する。(外国人の生活環境適応加速プログラム) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度概算要求においても、引き続き、JSLカリキュラムを活用した指導の実践及び効果的な実践事例の収集や、教員の指導力向上を目的としたワークショップを開催する「JSLカリキュラム実践支援事業」(外国人の生活環境適応加速プログラム)を要求している。【平成20年度概算要求額 41,380千円】(平成19年度予算額 41,388千円)【文部科学省】
<ul style="list-style-type: none"> 外国人の児童生徒の日本語指導に対応する教員の配置、日本語指導者等に対する講習会の実施等の取組を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導等に対応した教員定数の特例加算により、義務教育諸学校に勤務する教員の給与費の1/3を国庫負担。(平成19年度積算:985人) 平成19年8月27～30日に、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭及び指導主事などの管理職を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な講習会を実施。 平成20年度概算要求において、小・中・高等学校等に日本語指導の際の補助や学級担任と保護者との連絡調整等を行うため、外国語の分かる人材を配置し、外国人児童生徒教育の充実を図る「『専門家』による学校支援体制の整備(外国人児童生徒支援)」(外国人の生活環境適応加速プログラム)を新たに要求している。【平成20年度概算要求額 1,960,000千円】【文部科学省】
(2) 就学の促進	
<ul style="list-style-type: none"> 外国人の子どもの就学促進を図るため、関係機関と連携しての就学支援の実践研究を行うとともに、就学啓発資料の作成、フォーラム開催等により、その成果を活用し、地域における就学支援体制を構築する。(外国人の生活環境適応加速プログラム) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度概算要求においても、引き続き、外国人の不就学の子どもに対する就学促進や外国人児童生徒等の学校への受入体制の整備等を行う実践研究を実施する「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」(外国人の生活環境適応加速プログラム)を要求している。【平成20年度概算要求額 331,639千円】(平成19年度予算額 157,052千円) 平成20年度概算要求において、外国人の子どもが日本の習慣や基本的な生活ルールを身につけることを促進する事業を実施する「外国人の子どもの社会適応事業」(外国人の生活環境適応加速プログラム)を新たに要求している。【平成20年度概算要求額 20,108千円】【文部科学省】
<ul style="list-style-type: none"> 警察においては、外国人少年を対象とした補導活動を実施するとともに、補導した少年が不就学の場合には、両親や教育委員会等関係機関と連絡をとり、就学に向けた指導を行うほか、各種会議等に参画するなどして関係機関との連携を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人少年を対象とした補導活動を実施するとともに、補導した少年が不就学の場合には、就学に向けた指導を行うほか、各種会議等に参画するなどして関係機関との連携強化を図っている。【警察庁】
(3) 外国人学校の活用、母国政府との協力等	
<ul style="list-style-type: none"> 平成16年に各種学校の認可基準が緩和され、外国人学校についても各種学校の設置認可が受けやすくなったところであり、その趣旨等について今後とも更なる周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度にブラジル人学校で初めて岐阜県の「エスコラ・ブラジレイラ・プロフェソル・カワセ」が認可され、さらに2校が各種学校の認可を受けた。今後、引き続き各種学校の認可基準の緩和について各県への周知を図っていく。【文部科学省】
<ul style="list-style-type: none"> ブラジル政府との「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」及びその後締結された日伯政府間の覚書に基づき、ブラジル人児童生徒の母国との情報交換及び教育分野での協力の促進を図るため、ブラジル人児童生徒の母国政府との協議会を開催する。(外国人の生活環境適応加速プログラム) 	<ul style="list-style-type: none"> 本年度中に日伯二国間会議を開催する予定。 平成20年度概算要求においても、引き続き、外国人児童の母国政府との連携を図るため「外国人児童生徒の母国政府との協議会等運営事業」(外国人の生活環境適応加速プログラム)を要求している。【平成20年度概算要求額 5,765千円】(平成19年度予算額 5,765千円)【文部科学省】

3. 外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等	
(1) 社会保険の加入促進等	
<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、厚生年金保険の適用事業所数の1/4以上について、社会保険庁による調査を行い、その中で、特に外国人労働者等を多く使用する事業所については、社会保険庁による健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を重点的に行う。(社会保険庁改革後においても適切な実施を図るものとする。以下同じ。) 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成19年度における適用事業所に対する事業所調査の実施について」(平成19年4月16日付け庁保険発第0416002号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長・同年金保険課長連名通知)により、外国人労働者等を多く使用する事業所について、健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を重点的に行うよう徹底した。【厚生労働省】
<ul style="list-style-type: none"> 社会保険の適用にかかる事業主指導について、呼び出し、戸別訪問の対象を拡大するなど強化を図っている。今後も、職権による適用を含め、指導の強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度における事業主指導については、社会保険事務局毎の適用促進への取組み目標を設定し、これを実施するための具体的な計画等を策定するとともに、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する重点的な加入指導等の実施要領について」(平成19年4月10日付け庁保険発第0410001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部医療保険課長通知)により、重点的な加入指導、立入検査及び職権適用の取組みの徹底を図り、厳正に適用の適正化を推進するための実施手順や判断基準を明確にした。【厚生労働省】
<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、社会保険事務所に指導を要請することにより連携を図り、社会保険事務所に加入促進を行う。さらに、今後、都道府県労働局においては、労働者派遣事業、請負事業に対する監督指導において、社会保険に未加入の疑いがあることを把握した場合、社会保険事務所に指導を要請することにより連携を図り、社会保険事務所に加入促進を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、社会保険事務所に指導を要請することにより連携を図り、社会保険事務所に加入促進を実施している。 未適用事業所及び適用事業所の加入漏れの早期解消に向けた指導の強化を図るとともに、都道府県労働局と地方社会保険事務局との一層の連携・協力を図るため、派遣元事業主、請負事業主等の社会保険の加入漏れの疑いを把握した場合の都道府県労働局による情報提供と社会保険事務所に係る当該事業所調査、社会保険の加入等の集団指導の連携実施等内容を通達「派遣元事業主等における社会保険の適用の適正化に係る地方社会保険事務局と都道府県労働局との連携について」(平成19年4月19日付け職発第0419004号・庁保発第0419001号都道府県労働局長・地方社会保険事務局長あて厚生労働省職業安定局長・社会保険庁運営部長連名通達)を発出した。【厚生労働省】
<ul style="list-style-type: none"> 年金について、保険料の二重負担、掛け捨ての問題を解消するため、二国間の社会保障協定の締結を積極的に進める。このため、各国との交渉を進めていくとともに、社会保障協定の円滑な実施のため、包括実施特例法を次期通常国会に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障協定の締結については、外務省とも十分相談しながら、一層推進していくこととしている。現在、6か国との間で発効済、2か国との間で署名済、2か国と交渉中、4か国と予備協議中(予定を含む)。 協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法制を整備することを目的として、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案」を第166回通常国会に提出し、可決・成立後、平成19年6月27日に公布されたところ。平成20年3月31日までの間において政令で定める日から施行される予定。【厚生労働省】
<ul style="list-style-type: none"> 被用者保険の対象となっていない外国人の国民健康保険への加入促進及び保険料の収納対策を図るため、市町村による外国人の相談窓口の設置に対する補助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人納付相談モデル事業については、一都市(千葉県富里市)で外国人にかかる専門相談窓口を開設。 外国語による国民健康保険制度の説明及び納付相談を実施。また、国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。【厚生労働省】
<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法の改正により、社会保険庁が市町村の保有する外国人の情報を照会する法的根拠を設け、これを活用し、被用者年金に加入していない外国人に対し、国民年金への加入促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成19年法律第110号)により、国民年金法第108条が改正(平成19年7月6日施行)され、社会保険庁長官は市町村に対して被保険者の資格に関して必要な資料の提供等を求めることができる規定が明確に整備された。今後、地方社会保険事務局長に対し、各市町村へ外国人登録情報の提供を求め、当該情報を基に外国人に対する国民年金第1号被保険者資格取得届の届出勧奨等を適切に実施するよう通知する予定である。【厚生労働省】
<ul style="list-style-type: none"> ブラジル政府との「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」に基づき、両国当局間で立ち上げられた社会保障に関する作業部会において在日ブラジル人の社会保障の在り方について検討を進める。また、今後も作業部会において意見交換を進めるとともに、社会保障の在り方に関する議論に資するため、在日ブラジル人の社会保障加入実態について調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年8月21日の日伯外相会談にて、以前より日本政府からブラジル政府に提案していた社会保障に関する作業部会の本年9月中旬以降の開催につき合意した。また、平成18年度に在日ブラジル人の社会保障加入実態についての調査を実施しており、今後、作業部会等の場で活用する。【外務省】

(2) 就労の適正化のための事業主指導の強化	
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の就労実態を的確に把握するため、外国人雇用状況報告を義務化するとともに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」について、必要な事項を法的根拠を持つ指針に位置づけ、当該指針に基づく就労の適正化を推進する。このため関係法律案を次期通常国会に提出する。 ・日系人等の不安定な雇用、劣悪な就労環境等の就労実態の改善に向けて、事業主に対する指導を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、外国人雇用状況の届出が義務付けられたところ。(外国人雇用状況の届出に係る規定は、平成19年10月1日から施行。) ・改正雇用対策法の規定に基づき、外国人の適正就労、雇用管理改善が図られるよう「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が告示されたところ(平成19年10月1日から適用。)であり、これに基づく積極的な事業主指導を行うこととしている。【厚生労働省】 ・本年2月から3月にかけて、日系人を多数雇用する事業主に対し、雇用管理の改善及び適正な労働条件の確保に向け、労働関係・社会保険関係法令や「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針(改正雇用対策法により、新たに「外国人労働者の雇用管理の改善に関して事業主が適切に対処するための指針」として告示)」に基づく雇用管理指導等を集中的に実施。【厚生労働省】 ・今後も、改正雇用対策法の趣旨に従い、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知等を通じて、事業主に対し積極的な指導を継続。【厚生労働省】
(3) 雇用の安定	
<ul style="list-style-type: none"> ・職業講話、ガイダンス等による意識啓発を通じ、不就労の若者を職業へと橋渡しするなど、不就労の日系人若年者対策を強化するとともに、日系人労働者の多い公共職業安定所に、日系人の安定した雇用を促進するための体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日系人失業者等が多く集住する地域において、日系人若年者等に対するガイダンス、個別指導等によるキャリア形成相談を行う等、不就労対策を実施している。また、今年度からは、日系人就職促進ナビゲーターを配置し、担当者制によるきめ細かな就職支援により日系人の安定した雇用を促進している。さらに、来年度に向け、対象地域の拡充等について要求しているところ。【平成20年度概算要求額 77,472千円】(平成19年度予算額 80,942千円)【厚生労働省】
4. 外国人の在留管理制度の見直し等	
(1) 外国人の在留状況等の正確な把握等	
<ul style="list-style-type: none"> ・在留管理の見直し、外国人雇用状況報告制度の内容拡充・義務化を行い、外国人の居住地、就労先等のより正確な情報を把握し、その上で、当該情報を活用することにより、行政サービスの提供、子どもの就学の促進、就労の適正化、社会保険の加入促進等を図る。このため、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において、国が、外国人を含む住民への行政サービスの担い手である市町村と協力しつつ、正確な情報を把握できるような制度について、平成18年度中にとりまとめる。 ・外国人雇用状況報告制度について、関係法律案を次期通常国会に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」(平成17年7月19日関係省庁申合せ)において、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みについて検討を重ね、平成19年7月3日、「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果」を犯罪対策閣僚会議へ報告した。【内閣官房】 ・在留管理の見直しに関し、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討を開始した。同検討結果については、19年度末を目処に法務大臣に報告することとしている。【法務省】 ・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法を改正し、外国人を雇用する事業主に対し、外国人雇用状況の届出が義務付けられたところ。(外国人雇用状況の届出に係る規定は、平成19年10月1日から施行。)(厚生労働省)《再掲》 ・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法を改正し、外国人を雇用する事業主に対し、外国人雇用状況の届出が義務付けられたところ。(外国人雇用状況の届出に係る規定は、平成19年10月1日から施行。)(厚生労働省)《再掲》

<ul style="list-style-type: none"> ・在留管理の見直し、外国人雇用状況報告制度の内容拡充・義務化に当たっては、できる限り外国人及び事業主の負担を軽減するとともに、関係行政機関で有効に活用できるようにする。このため、報告の重複の回避を図るとともに、関係行政機関において、必要な情報を、相互に照会・活用できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在留管理の見直しに関し、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討を開始した。同検討結果については、19年度末を目処に法務大臣に報告することとしている。【法務省】 ・外国人雇用状況報告制度について、届出方法及び期限に関し、事業主の負担に配慮した規定としたところ。 ・外国人雇用状況の届出に係る情報について、法務省の求めに応じ在留状況の確認のための情報を提供する旨の規定が設けられたところ。【厚生労働省】
(2) 在留期間更新等におけるインセンティブ	
<ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力の向上、社会保険等への加入、子どもの就学等の問題については、外国人自身のインセンティブが不足していることも阻害要因の一つとなっている。このため、入国時及び在留期間の更新・在留資格の変更時に確認したり、これらの許可の際に考慮することについて、検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」において、「在留外国人の入国後のチェック体制の強化」として、「在留資格の変更、及び在留期間の更新許可のガイドライン化並びに不許可事例の公表等」が掲げられており、在留資格の変更及び在留期間の更新の許可のガイドライン化を行う際には、国税・地方税の納付状況、社会保険の加入状況、子弟の就学状況及び日本語能力等をガイドラインにおいて明示的に表記すべきとされているところ、ガイドライン化については、平成19年度措置することとされていることから、現在、検討を進めているところである。【法務省】